日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 5.09

No.14-037

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

原告団からのお願い

皆様

ご支援・取り組み参加

宜しくお願い致します

リンク：個人署名請願書

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議
共同代表
全国労働組合総連合(全労連)　議　長　大黒　作治
全国労働組合連絡協議会(全労協)　議　長　金澤　壽
全国港湾労働組合連合会(全国港湾)　委員長　糸谷　欽一郎
日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)　議　長　日比野　敏陽

JAL 不当解雇撤回裁判原告団　乗員団長　山口　宏弥
客乗団長　内田　妙子

2014 年 5 月

6/3、6/5 の高裁判決前の緊急取り組みにご協力をお願いします

貴労組・団体に於かれましては、JAL 不当解雇撤回の闘いに対し、日頃から物心両面にわたる多大なご支援を賜り、誠に有難うございます。改めて御礼を申し上げます。

さて、JAL 不当解雇撤回裁判は、5 月 15 日の客室乗務員の判決日が 6 月 3 日に延期されました。パイロットの判決日は 6 月 5 日で変更はありません。

原告団としては、判決日の延期に伴い、出来得る限りの運動をやり尽くし、悔いなく判決日を迎えたいとの思いで、緊急に下記の諸取り組みを計画しました。

支援団体や支援者の皆様に於かれましては、春・夏闘の取り組みで多忙な時期とは存じますが、ご理解の上、是非ともご協力の程をよろしくお願い致します。

記

1. 東京高裁に公正な判決を求める運動

(1)「地裁判決の取り消し」を求める、東京高裁への「個人請願行動」

5 月 15 日には、座り込みと並行して東京高裁への個人請願行動を行います。

通常の署名等の一括提出と違い、1 人ひとりが憲法 16 条の請願権の行使として、裁判所に請願書（添付の PDF ファイル）を提出します。

※ 当日参加できない方の請願書は 5/13 必着でご送付ください。代理で提出いたします。

請願時間：12：00～13：00　を予定　（請願の時間と場所は、裁判所と折衝中です）

(2)実施中の高裁宛要請署名の最終締め切り

5 月 29 日を最終締め切り日とします。5 月 29 日必着でご送付ください。

(3)裁判所前の宣伝行動、座り込み

座り込みへのご参加、連帯のご挨拶、激励のメッセージ等を宜しくお願いいたします。

5 月　7 日　裁判所前宣伝行動（8：30～9：30　主催は東京争議団共闘）

12 日　裁判所前座り込み（9：00～14：00）

13 日　裁判所前座り込み（9：00～14：00）

15 日　裁判所前座り込み（9：00～14：00）

2. 政府に対応を求めるとともに、国会の場で解決を迫る運動

ILO 勧告の履行はじめ、政府の対応を求めるとともに、国会の場で解決を迫る運動として、国交省前・国会議員会館前での座り込みを下記の通り実施します。

5 月 9 日　国土交通省前座り込み（9：00～16：00）

20 日　国会（衆院第 2 議員会館前）座り込み（10：00～15：00）

21 日　国会（衆院第 2 議員会館前）座り込み（10：00～15：00）

22 日　国会（衆院第 2 議員会館前）座り込み（10：00～15：00）

27 日　国土交通省前座り込み（10：00～15：00）

28 日　国土交通省前座り込み（10：00～15：00）

3. 駅頭宣伝行動

5 月 23 日　新橋駅頭（SL 広場）宣伝行動（18：00～19：00）

30 日　都内 6 駅頭一斉宣伝行動（下記の毎月定例の宣伝行動です。）

実施場所	時間帯	参加者の呼び掛け（地区割り）
立川駅　北口	18：00～19：00	三多摩地区の団体
新宿駅　南口	〃	西部地区の団体
池袋駅　東口	〃	北部地区の団体
有楽町駅マリオン前	18：30～19：30	中央地区の団体
錦糸町駅　北口	18：00～19：00	東部地区の団体
品川駅　港南口	〃	南部地区の団体

4. 日本航空に早期自主解決を迫る運動

5 月 7 日　10：30～11：30　JAL プラザ前宣伝行動

8 日　18：00～19：00　日航本社前宣伝・要請行動

以上

個人請願書、署名、激励メッセージ等の送付先

〒144-0043　東京都大田区羽田 5－11－4 ﾌｪﾆｯｸｽﾋﾞﾙ

JAL 不当解雇撤回裁判原告団

TEL:03-5705-5716　／　FAX:03-5737-7819

E-mail:genkokudan@jalgkd146.org

今後の日程

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6月 3日（火）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

15 時より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より